

男性専用相談実施要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）において行う「男性専用相談」の必要な事項等を定めることにより、相談業務を適切かつ円滑に実施し、もって本市の男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（相談の対象者）

第2条 千葉市民又は千葉市に在勤、在学している男性（以下「相談者」という。）からの相談の申出を受け付けるものとし、女性からの相談の申出については適切な相談窓口等を紹介するにとどめる。

（相談方法）

第3条 「男性専用相談」の実施については、男性専用相談業務に関する委託契約（以下「契約」という。）に基づき、相談員が所定の相談室にて行うものとする。

2 前項の規定による相談業務は、電話相談とし、男女共同参画センターの指定する専用電話番号で受け付ける。

3 予約による相談及び面接相談は行わない。

（相談日時）

第4条 相談日時は、契約に基づき別紙「男性専用相談実施手順」に定める。

（相談費用）

第5条 相談費用は無料とする。ただし、相談者が専用電話番号にかけた通話料については、相談者の負担となる。

（相談の処理）

第6条 相談員は相談を受けたときは、懇切、丁寧かつ的確に申出内容を聴取し、相談者の悩みを解消又は軽減するため、相談者に対して適切な情報を提供し、助言するものとする。

2 相談員は、可能な限りすみやかに回答するものとし、処理に時間を要する場合は、その経過を適宜相談者に知らせるものとする。

3 相談員は、相談内容が「男性専用相談」では対応が困難であると認められる場合、又は相談者が希望する場合は、他の相談窓口等を紹介するものとする。

4 相談員は、受け付けた相談を関係者に伝える必要があると認めるときは、相談員の見解を添えるものとする。

5 相談員は、受け付けた相談の処理経過及び結果について、別に定める相談カードを作成するものとする。

6 受託者は、毎月相談件数等を取りまとめ、男女共同参画センターに報告するものとする。

(情報の管理)

第7条 受託者は、相談に係る関係書類を、所定の相談室から持ち出してはならない。

2 受託者及び相談員が「男性専用相談」で知り得た情報については、委託期間が終了した後も公表してはならない。ただし男女共同参画課長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(相談処理の中止)

第8条 相談員は、相談の内容が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該相談の処理を中止する。

(1) 相談の内容が専ら営利を目的とするものであるとき。

(2) 相談の目的、動機からみて相談の処理に適さないものであるとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、相談業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。